

新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 25 号

新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年新潟市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 1 項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間」に改め、同条第 4 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。